農業改良普及センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

農業改良普及センター条例の一部を改正する条例

農業改良普及センター条例(昭和33年岩手県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表(第2条関係)				5	引表(第2条関係)						
名 称	位 置	管轄区域			名 称	位 置	管轄区域				
中央農業改良普及センター	北上市	花巻市 北上 賀郡	市 遠野市	<u> </u>							
盛岡農業改良普及センター	[略]				盛岡農業改良普及センター	[略]					
八幡平農業改良普及センター	[略]				八幡平農業改良普及センター	[略]					
					中部農業改良普及センター	北上市	<u>花巻市</u> 賀郡	北上市	遠野市	和	
奥州農業改良普及センター	[略]				奥州農業改良普及センター	[略]	<u> </u>				
[略]					[略]						
備考 農業経営の改善に関す	る高度な科	学的技術及び知	識の普及指導	を							
総合するための活動を行	うことその	他規則で定める	事務に係る中	<u>央</u>							
農業改良普及センターの管	管轄区域は	、県の全域とする	<u>5。</u>								
講考 改正部分は、下線の部分で	である。			ı							

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。